

岩手県告示第743号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡市長から次のとおり通知があった。

平成25年10月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 盛岡市内
- （2） 公共測量を実施する期間 平成25年9月12日から同年11月21日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（道路三次元データ計測）
- 2（1） 公共測量を実施する地域 盛岡市内
- （2） 公共測量を実施する期間 平成25年10月1日から同年11月21日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（道路三次元データ計測）